

令和4年5月30日 14時00分

近畿地方整備局

有資格業者の指名停止措置について

近畿地方整備局は、有資格業者に対し、「工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」に基づく指名停止措置を行いました。

1. 指名停止業者及び措置の内容

一般社団法人みやこ公共嘱託登記土地家屋調査士協会

期間: 令和4年5月30日から令和4年8月29日まで(3ヵ月)

範囲: 近畿地方整備局管内

2. 指名停止措置の理由

一般社団法人みやこ公共嘱託登記土地家屋調査士協会が、落札決定後に契約辞退したことは、「工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」別表第2第15号(不正又は不誠実な行為)及び「地方整備局(港湾空港関係)所掌の工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」別表第2第15号(不正又は不誠実な行為)に該当するため。

<取扱い> _____

<配布場所> 近畿建設記者クラブ、大手前記者クラブ

<問合せ先> 国土交通省近畿地方整備局

大阪合同庁舎第1号館 TEL 06-6942-1141

総務部契約課長 山腰 祐司 (内線 2511)

総務部契約課建設専門官 濱口 哲至 (内線 2512)

神戸地方合同庁舎 TEL 078-391-7576

総務部経理調達課長 中川 勝文 (内線 6310)

総務部経理調達課長補佐 野口 道久 (内線 6313)

令和4年5月30日
近畿地方整備局

一般社団法人みやこ公共嘱託登記土地家屋調査士協会に対する指名停止措置について

1. 案件の概要

滋賀国道事務所発注の「滋賀国道事務所管内表示登記等業務」について、令和4年4月18日に開札を行った結果、一般社団法人みやこ公共嘱託登記土地家屋調査士協会が最低入札価格で落札したが、入札書に記載している応札金額に誤りがあったとして、令和4年4月26日付で同社から契約辞退届が提出された。

2. 指名停止措置理由

一般社団法人みやこ公共嘱託登記土地家屋調査士協会が落札決定後に契約辞退したことは、「工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」別表第2第15号(不正又は不誠実な行為)及び「地方整備局(港湾空港関係)所掌の工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」別表第2第15号(不正又は不誠実な行為)に該当するため。
従って、本件については、指名停止3ヵ月を適用する。

3. 指名停止措置の内容

指名停止業者：一般社団法人みやこ公共嘱託登記土地家屋調査士協会
奈良県宇陀市大宇陀下竹176-3
代表理事 植田 理広

指名停止措置の範囲：近畿地方整備局管内

指名停止期間：令和4年5月30日から令和4年8月29日まで(3ヵ月)

<工事請負契約に係る指名停止等の措置要領 別表第2>

(不正又は不誠実な行為)

15 別表第1及び前各号に掲げる場合のほか、業務に関し不正又は不誠実な行為をし、工事の請負契約の相手方として不相当であると認められるとき。